

外国人材の呼び込みや定着、外国人労働力の確保、農業分野における労働力確保のための取組に対する支援について

(県名：島根県)

1 外国人材の呼び込みや定着、外国人労働力の確保のための取組に対する支援について（農業分野に限定せず前広に情報をご提供下さい。）

(住宅確保支援や地域コミュニティー参画支援、外国人材と企業、個人事業主とのマッチング支援、外国人材受け入れセミナーの開催など)

※参考資料を添付してください。

【商工関係】

- ①企業向けの「外国人材雇用情報提供窓口」を商工労働部雇用政策課内に設置し、外国人雇用に関する基礎的な知識を提供のほか、企業向けセミナーや出前講座を実施し、外国人材の受け入れが適正に行われるように支援（専門相談員を1名配置）。
- ②外国人材（技能実習生、特定技能外国人に限る）を受け入れている又は、事業完了までに新たに雇用する具体的な計画がある県内中小企業者等の外国人材とのコミュニケーションの促進や外国人材のスキルアップ支援、外国人材のための就労環境・居住環境整備等に要する経費を一部助成。 ※介護・看護分野を除く

【住居関係】

- ①外国人等の入居をサポートする不動産店および外国人等の入居・居住の支援を行う団体の情報提供により、居住に関する各種サポートを行うための仕組みづくりを推進し、外国人等の民間賃貸住宅への入居・居住の円滑化を支援。

【生活関係】

- ①多言語によるワンストップ型相談窓口を設置し、外国人住民からの生活全般にかかる相談に対応。
- ②日本語教室を開催し、外国人材やその家族の日本語習得を支援。
- ③外国人住民と行政等との橋渡し役として活動するボランティア「外国人地域サポーター」を委嘱・配置。

【介護分野】

- ①介護施設が外国人介護人材受け入れのために実施する、介護職としての技能や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得のために行う事業（教材の購入、多言語翻訳機の購入、日本語講師による教育に要する費用等）に対する助成。
- ②介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金等にかかる費用を一部支援。
- ③経済連携協定に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れている施設等が実施する日本語学習、介護分野の専門知識の学習、喀痰吸引等研修等に要する経費に対する助成。
- ④介護サービス事業者が外国人介護人材（技能実習、特定技能）の受け入れに係る初期費用として関係機関へ支払う費用（人材紹介費用、講習費用等）を支援。

【建設分野】

- ①外国人（在留資格が技術・人文知識・国際業務、特定活動及び特定技能である者に限る）等の雇用によって人材を確保するために行う、調査・研修会・相談会の実施及び研修会への派遣等の取組に対する助成。

2 農業分野における労働力確保のための取組に対する支援について

(就労環境改善セミナーの開催、産地間連携の取組、すきま時間活用アプリによる人材確保の取組に対する支援など)

※参考資料を添付してください。

- ・デイワークアプリの普及支援（認定農業者、集落営農法人へのチラシ配布）
- ・「島根県農業経営・就農支援センター」における雇用環境の整備に関する専門家による指導・助言

令和7年度外国人雇用支援助成金等一覧

令和7年10月30日現在 R7.4.1現在

NO	区分	事業名	目的	対象となる外国人等 (補助対象事業者)	対象経費	所管	連絡先	詳細	備考
1	全分野	人材確保等支援助成金 (外国人労働者就労環境整備助成コース)	就労環境の整備と外国人労働者の職場定着	雇用保険被保険者となる外国人労働者 (特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く)を雇用している事業主	通訳費、翻訳機器導入費、翻訳料、弁護士・社労士等委託料、社内標識類の設置・改修費等	島根労働局職業安定部職業対策課	0852-20-7022	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html	日本語学習は対象外
2	介護	外国人介護人材受入支援事業費補助金	人材確保	外国人 (在留資格が技能実習又は特定技能である者限定) (介護サービス事業者)	人材紹介に係る経費、入国時の渡航に係る経費、入国時の国内の送迎に係る経費、入国前及び入国後の講習に係る経費、健康診断に係る経費、在留資格申請に係る経費等	高齢者福祉課	0852-22-6520	https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/gaikokujin_ukeireshien.html	
3	介護	外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金	①コミュニケーションの促進 ②介護福祉士資格取得支援	介護業務に携わる全ての外国人 (介護サービス事業者)	介護マニュアル作成・翻訳、日本語学習、翻訳機器購入等、教材購入等	高齢者福祉課	0852-22-5718	https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/	
4	介護	外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金	介護福祉士資格取得	介護福祉士養成施設留学生 (介護サービス事業者)	介護サービス事業者が給付・貸与した留学中の学費や生活費	高齢者福祉課	0852-22-5718	https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/	
5	介護	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	EPAに基づく介護福祉士資格取得支援	EPA介護福祉候補者 (候補者受入法人・事業所)	日本語学習、介護分野の専門知識の学習、喀痰吸引等研修等経費	高齢者福祉課	0852-22-5718	https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/	
6	介護	介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士資格の取得	日本人・外国人 (養成施設在学者)	修学資金、国家試験受験対策費用(県内就職：返還免除)	島根県社会福祉協議会	0852-32-5953	https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/qualification_funds/nursing/73	
7	建設	しまねの建設担い手確保育成補助金 (建設人材確保対策事業)	人材確保	外国人 (在留資格が技術・人文知識・国際業務、特定活動、特定技能である者限定) (建設関係事業者)	専門家謝金、研修参加費、在留資格申請費、通訳費等	土木総務課建設産業対策室	0852-22-6327	https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ninaite-hojokin.html	
8	全分野	あんしん賃貸住宅支援事業	高齢者、障がい者、外国人および子育て世帯等の賃貸住宅入居支援	全ての外国人	情報提供	土木部建築住宅課	0852-22-6587	https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikuiutaku/shienseido/anshinchintai/	
9	全分野	働き方改革推進支援資金	外国人労働者の雇用管理の改善	【ご利用いただける方】 外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む者	【ご利用いただける資金】 働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金	日本政策金融公庫 松江支店	0852-21-0110	https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/hata_rakikata.html	
10	介護・看護分野を除く	外国人材定着支援補助金	魅力ある就労環境・居住環境等の整備や人材育成による外国人材の職場定着促進	技能実習生及び特定技能外国人 (県内中小企業等及び監理団体)	・ソフト事業：日本語習得や多文化共生のための研修費用、日本語学習教材費、技能習得のための講習費用等 ・ハード事業：就労環境整備に要する経費(翻訳機器導入費、社内多言語標識類設置・改修費、礼拝用の施設設置等)、居住環境整備に要する経費(食堂、寮等の改修費)等	商工労働部雇用政策課 [申請窓口] 島根県中小企業団体中央会	0852-22-6562 0852-21-4809	https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employment/koyo_syugyo/gaikokujinnokoyo/gaikokujinzai_hojokinhh.html https://www.crosstalk.or.jp/gaikokujinzai_teichaku/gaikokujinzai_teichaku.html	申請期間はR7.5.1～
11	全分野	いきいき職場づくり支援補助金 I.しまねいきいき職場宣言及び過去3年度間又は申請年度に新規採用があること、もしくは1年以内に新規採用の見込みがあること 就労環境改善支援補助金(補助上限額80万円)	コミュニケーションの活性化やモチベーションの向上、労働能率の向上や業務改善等	日本人及び全ての外国人労働者 (県内中小企業等)	日本語教材、講師謝金等、職場の環境整備等	商工労働部雇用政策課 [申請窓口] 島根県経営者協会	0852-22-5305 0852-27-5805	https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employment/rodo_hukusi/ikiiki/tayojinzai_package.html https://shimanekeikyo.com/fpage-72.htm	
12	全分野	世界とつながる島根づくり助成金	県内の民間団体が実施する多文化共生の地域づくりや国際交流・協力活動を推進する活動への助成	日本人・外国人 (県内事業所等)	講演料、通訳料、会場費、印刷製本費、車両借上料、調理等材料費	しまね国際センター	0852-31-5056	https://www.sic-info.org/exchange/grants/	

※全ての外国人労働者：就労可能な在留資格を持つ者

島根県

外国人材雇用情報提供窓口

外国人材を雇用したいけど、
どうすればいいだろう

技能実習や特定技能は
どんな仕組みなのだろう

大卒程度の知識や技術を持った
外国人材を雇いたい

無料

企業や事業所等のみなさまのご要望に応じて
次のような相談をすることができます。
お気軽にお問い合わせください。



電話相談

ちょっと聞きたい・確認したい。
とりあえず聞いてみる。等々
※電話で気楽にご相談ください。



オンライン相談

外国人雇用の制度について詳しく
知りたい。電話では説明しづら
い。等々 個別対応なので気兼ね
なく相談できます。
※事前に電話で相談概要をお聞
きし、日程を調整します。



オンライン出前講座

会社や施設などで、複数人で一緒
に外国人雇用について勉強した
い。組合や協会の総会などの研修
として実施したい。等々
※大型テレビやプロジェクターを
用意していただいで実施します。

◆オンラインの相談や出前講座はZOOMを使って行います。
始めての方は、ZOOMのダウンロード(無料)の方法や使い方など
をご案内しますので、遠慮無くお尋ねください。



開所日時: 月~金曜日(国民の祝日・休日・年末年始を除く)
9:00~17:00

☎0852-22-6634

E-mail: tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

島根県商工労働部雇用政策課 外国人材雇用情報提供窓口

松江市殿町1番地

FAX: 0852-22-6150

詳しくはこちらから





外国人の雇用制度を活用して 安定した人材確保を目指しましょう

外国人雇用の主な制度

技能実習・育成就労

技能実習は国際貢献のため、開発途上国に技術を移転することが目的です。外国人が3～5年間、働きながら技術や知識を身につけます。今後、技能実習から育成就労にかわることとなっており、2027年6月までの間に施行されます。育成就労は、人手不足分野の人材育成と確保を目的としています。詳しくはお尋ねください。

特定技能

海外や国内で技能試験と日本語試験に合格した外国人が、労働者として働きます。技能実習を3～5年間で修了した外国人は試験が免除されます。技能実習と特定技能を組み合わせれば8～10年間働くことができます。

高度人材

専門的な技術や知識を持っている外国人で、日本や海外の大学卒程度の学歴を有する外国人です。中堅、幹部候補の人材として活用されています。在留期間を更新すれば何年でも日本にすることができます。

※外国人の雇用は、働くことができる職種や作業などが決められています。また高度人材は大学で学んだことと実際に働く業務との関連が必要です。詳しくはお問合せください。